

全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会 平成 29 年度事業計画（抜粋）

1 基本的な考え方

本協議会は、バイオディーゼル燃料の安全利用に向けた規格の制定、安全かつ適正利用に必要なガイドラインの作成や技術研究を行うとともに、税制減免など制度面での利用促進策の検討及びバイオディーゼル燃料に係る関係者間の意見交換等を通じて、バイオディーゼル燃料化事業の円滑な普及発展に寄与してきたところである。

平成 22 年 12 月に国の「バイオマス活用推進基本計画」が公表され、現在、都道府県及び市町村のバイオマス活用推進計画の策定が進んでいる。また、「バイオマス事業化戦略」が策定され、平成 25 年度より「バイオマス産業都市構想」が告知されることで、バイオマス事業化の動きが加速化されている。

一方で、地域自立型のエネルギーシステムの導入・整備の重要性が認識され、バイオマス発電を含めた再生可能エネルギーの固定価格買取制度が実施されている。

以上のような状況の下、本協議会は 10 年を経過した平成 29 年度においては、これまでの活動実績と情報の蓄積を活かし、更なる活動の充実強化を図るため、幹事会や専門委員会を組織的機能として活性化し活動する。

本協議会の発足当時の“バイオマスの社会的重要性”を改めてアピールし、活動が一層、機動的かつ効果的に遂行できるよう務める。「企画実行委員会」においては、利用促進を図るテーマによるセミナーや、地域における情報交換会を企画・開催。それらを通し、協議会としての活動域の拡大を図る。会員が製造・利用する燃料の性状確認に関しては「品質確認制度運用委員会」が行う。また、今後の利用促進のため「用途拡大委員会」を設置し、用途拡大に向けた先進事例調査などを行う。

これらの専門委員会における議論検討内容や、各行事開催により得られる成果や課題は整理し、委員会相互の連携を図るとともに、幹事会にて総合的な戦略を議論・検討する。

更に、軽油と混合使用した場合に課税される軽油引取税の減免要望については、減免の実現に向けて取り組むために、軽油混合事業者との連携を強化しつつ、都道府県への働きかけを検討する。

会員増強については、引き続きあらゆる機会をとらえ、自治体会員の拡大、バイオディーゼル燃料関係者等に対して会員への参加・拡大を働きかけることとする。

また、国における各種施策等の関連情報を収集し、協力・連携を行うもの

とする。特に「グリーン購入法」における調達品目に、バイオディーゼル燃料が認定されるよう働きかける。

2 総会等の会議

(1) 総会

定例総会として、本年度は平成 29 年 7 月に開催し、次回は平成 30 年 6 月を予定する。

(2) 幹事会

協議会の円滑な運営と、総合的戦略事項等を議論・検討するために、3 回（平成 29 年 5 月、7 月、と 12 月）の幹事会を開催することとし、必要に応じ臨時幹事会及び文書審議による幹事会を開催する。

3 専門委員会

(1) 企画実行委員会

本協議会の会員が参加しやすい活動として、各種イベント、シンポジウム、意見交換会等の催事に関し立案と実行を行うとともに、表彰制度の運用実施を行う。

本年度は昨年調査した「地方税における減免制度」などを基に、地域における事業の活性化を目指し、地域及び都道府県単位レベルでの意見・情報交換会・現地見学会等、きめ細かい連携を図ることにより、全国数か所において実施することを目標とする。

委員会は、平成 29 年 7 月、10 月、平成 30 年 2 月の 3 回程度開催することとし、必要に応じて適宜追加して開催する。

(2) 品質確認制度運用委員会

バイオディーゼル燃料の品質確保及び適正使用の観点から、廃食用油等原料の品質、バイオディーゼル燃料の製造、バイオディーゼル燃料製造過程で発生する副産物の適正利用、バイオディーゼル燃料を自動車燃料として利用する場合の留意点等を中心に当協議会が取りまとめた「ガイドライン」を基にして、事業者が燃料品質を確認する「品質確認制度」の運用を行う。

委員会は、平成 29 年 9 月、平成 30 年 3 月の 2 回程度開催することとし、必要に応じて適宜追加開催する。なお、品質確認制度における分析結果評価については、適宜持ち回りにて実施する。

(3) 用途拡大委員会

国内のバイオディーゼル燃料の利用に関しては、車両を中心に普及してきたが、近年では建設現場での重機や発電機等、森林作業での集材等における重機等、更には船舶など多様な用途に利用が進みつつある。

本年度は用途拡大にむけて本委員会を立ち上げ、実態調査等により得られる車両以外用途の利用先について現地調査等を行い、現況を把握するとともに、分析・検討をする。

委員会は、平成 29 年 7 月、11 月、平成 30 年 2 月の 3 回程度開催することとし、必要に応じて適宜追加して開催する。

4 関係制度等に対する要望

(1) 税制要望

本年度は軽油特定加工業者の増加と B 5 製造を常態化できる事業者の増加を目指し、昨年度実施できなかった新規参画者の動向や普及に対する意識調査を行い、事業者間の連携強化のための情報交換ができる環境づくりや、各都道府県において混合軽油が提供できる基盤整備等、混合軽油の普及拡大を目指す。

併せて、県条例における優遇先進事例動向を基にして、都道府県単位の取組検討が進められるよう努める。

(2) バイオ燃料混合軽油の利用促進に向けた要望

車両用途においては、新型車両等への混合利用増加が予想されることに鑑み、品確法や消防法などの関係法令の運用等に関する課題・要望についても、税制減免要望と同様、会員等の意向の把握をする。

また、高濃度軽油混合利用については、京都市の B 20（経済産業省大臣認定）実証実験結果を参考に、他都市においても高濃度利用の実績作りができるよう支援し、その具体的な対応動向等を検討することとする。

(3) グリーン購入法への提案

グリーン購入法の調達品目として選定されるよう、提案募集時に積極的な参画を図る。

5 バイオディーゼル燃料取組実態等調査の実施

バイオディーゼル燃料の取組等に関する調査結果については、国の制度の企画・立案に活かすと共に、税制減免要望などの際の基礎資料として利用していくことが重要である。

このため、本年度も協議会会員以外の事業者を含め、7～8月に幅広く調査を実施することとする。

また、本年度については、用途拡大に資するべく、車両以外の用途利用に
対しての調査を深化させる。

なお、調査結果は、会員や国への情報提供、各専門委員会における検討、
直面している課題への対応等に資することとする。

6 情報・意見交換会等

(1) 事例発表会（話題提供）

協議会会員の取組についての発表・意見交換を通じ、正確な情報の伝
達とバイオディーゼル燃料への正しい理解・普及、直面している課題等
への対応の検討を目的として事例発表会を開催し、バイオディーゼル燃
料に取り組む事業者の情報交換の場とする。

本年度は、総会開催日に話題提供を開催し、以降は企画実行委員会の
検討結果に応じて逐次開催する。

(2) 地域における情報・意見交換会

協議会では設立当初より、全国各地で取り組まれているバイオディーゼル
燃料事業について、ガイドラインの策定・公表や実態調査の実施、調査結果
の提供などにより、情報の共有等を進めてきた。このことによる一定の成果
がみられることから、本年度についても各地域や団体において、企画実行委
員会を中心に情報・意見交換会を実施し、諸問題の解決方法など探るととも
に、地域のバイオディーゼル燃料に対する取組のレベルアップを図ることと
する。

なお、これらの機会を協議会のPR、会員同士の交流の場とすることに
加えて、新たな会員の掘り起こしの場とする。

7 その他

(1) 会員拡大への取組

ア 情報・意見交換会、地域セミナー等の活用

各地域での情報・意見交換会や地域セミナーなど各地での催事を通じ
て、「ガイドライン」をはじめ、品質確認制度や原料拡大についての検討
状況など協議会が取り組んでいる活動状況をタイムリーに情報発信し、会
員拡大に資する。

イ 幹事・会員の積極的な勧誘

幹事をはじめ、会員によって積極的な勧誘を行うほか、会員は所属
する団体の広報誌やホームページリンクによる紹介、事務局は関係機
関、団体に積極的に働きかけるとともに、当協議会、(一社)日本有機
資源協会等のホームページを通じた広報活動等を展開し、会員拡大に

向けて取り組む。

ウ 地方自治体の会員拡大

地域のバイオマスを利活用していくため、既会員を含めNPO法人や関連事業者の活動を促進するよう地方自治体がコーディネーターとしての役割を担うことが重要である。

バイオディーゼル燃料の取組において、原料となる廃食用油は地域に賦存する重要なバイオマスの一つであることから、国との連携を図りつつ、地方自治体の協議会への参画を積極的に呼び掛け、会員拡大に向けて取り組む。特に、都道府県にあっては上記の関係制度等との取組みのためにも積極的な参画を勧める。

なお、地方自治体に関しては、「自治体賛助会員」を設け、協議会活動に賛同いただける自治体が参画しやすく措置している。

エ 軽油特定加工業者の積極的な勧誘

バイオディーゼル燃料が安全に利用されるとともに、バイオディーゼル燃料化事業の円滑な普及発展を推進するためには、製造から販売・利用に至る各分野の方々が本協議会の取組を理解していただき、幅広く活動を展開することが必要である。このため、これまで呼びかけが不十分であった軽油特定加工業者及び軽油特定加工業者申請予定者にあっては、実績調査等を把握する機会や情報交換ができる環境づくりを行い、減免要望の賛同呼び掛け等の機会を利用して入会を積極的に働きかけ、会員拡大に向けて取り組む。

(2) ホームページの充実による会員間における情報交換システムの構築

協議会のホームページ上で、協議会の概要、活動内容、関連情報等を必要に応じて公開することと併せて会員の主な活動状況の掲載等を行う。

また、協議会に関する連絡事項、バイオディーゼル燃料に関する質問、回答、連絡事項、情報などを会員相互間でやりとりできるシステムの構築を検討することとし、当協議会を通じた会員間の情報交換を積極的に展開し、会員のバイオディーゼル燃料の利用拡大を推進する。

(3) 講演会、施設見学会、コンサルティング業務の受託

バイオディーゼル燃料を先進的に製造・利活用又は研究している事業所等の視察、講演会を実施し、会員間の理解を深める。また、(一社)日本有機資源協会が開催する人材育成への協力を通じ、より高品質な燃料製造と安全かつ適正に利用するための人材並びに企業育成に資すると

ともに、バイオディーゼル燃料製造・利活用の一層の促進を図る一方、会員に限らずバイオディーゼル燃料にかかる相談窓口として技術支援やコンサルティング業務を実施する。

(4) その他

業界の普及促進と拡大に向け、他団体の環境マーク制度（バイオマスマーク／(一社)日本有機資源協会、エコマーク／(公財)日本環境協会）等とも連携を図り、各取組みの周知に努める。